

箕面学力・体力・生活状況総合調査業務委託
仕様書

令和 8 年 2 月 6 日

1 業務名

箕面子どもステップアップ調査（箕面学力・体力・生活状況総合調査）実施業務

2 事業目的

子どもたち一人ひとりの各学年における学力・体力・生活の状況を把握・分析し、教員の指導力・授業力を高めるとともに、翌年度の各学年の指導・授業内容に反映させていくことにより、9年間を通して継続的かつきめ細やかに子どもたちの総合力の育成を進めるため、箕面市の児童生徒の学力、体力、生活・学習状況を調査する。

3 履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 履行場所

箕面市役所庁舎（大阪府箕面市西小路4丁目6番1号）ほか市立小中学校等

5 業務内容

次の業務内容を実施する。

- ア 学力調査及び生活状況調査における調査用紙の提供
- イ 学力調査及び生活状況調査における調査用紙配達及び回収
- ウ 学力調査及び生活状況調査の採点・集計・分析
- エ 学力調査における調査用紙の採点結果の返却
- オ 学力調査及び生活状況調査における分析結果の解説
- カ 体力・運動能力、運動習慣等調査における調査用紙の提供
- キ 体力・運動能力、運動習慣等調査における調査用紙配達及び回収
- ク 体力・運動能力、運動習慣等調査における集計・分析
- ケ 国・府が実施する各種テストの分析
- コ 授業評価アンケートにおける、アンケート用紙の提供、配達、回収及び集計
- サ 授業観察における、観察結果用紙の提供、配達、回収及び集計
- シ 学校評価における、評価用紙の提供、配達、回収及び集計
- ス 授業評価アンケート、授業観察及び学校評価についての制度設計及び改変
- セ その他アンケート実施における、回答用紙の提供、配達、回収及び集計

6 調査対象

市立小・中学校の、次のア及びイの全児童生徒を原則として対象とする。

- ア 小学校（14校） 第1学年～第6学年
- イ 中学校（8校） 第1学年～第3学年

※学校名、所在地、学級数、児童生徒人数、教職員数は別表に記載。令和8年度以降の人数は、別途連絡。

7 調査内容

(1) 「学力調査」について

- ア 小学校 1年～2年・・・国語、算数
3年～4年・・・国語、社会、算数、理科
5年～6年・・・国語、社会、算数、理科、英語
※ 各教科40分の解答時間
- イ 中学校 1年～2年・・・国語、社会、数学、理科、英語
※ 各教科45分の解答時間
- ウ 学習指導要領に基づいた調査内容であること。
- エ 小学校、中学校とともに、当該学年の11月までの履修内容であること。
- オ 基礎的・基本的な内容とそれらを活用して思考力、判断力、表現力を問う問題とすること。
- カ 教科別に、観点・領域を設定し、観点・領域別の集計ができるように作成すること。
- キ 選択式と記述・論述式を併用し、マークシート方式ではないこと。
- ク 小学校及び中学校の国語、英語においては、リスニング問題を含むこと。
- ケ 教科ごとに問題冊子が作成されていること。
- コ 問題は前年度の実施分から全面改訂されていること。ただし、難易度は同等のものとすること。
- サ 問題冊子は調査実施後回収しないこと。学校が指導に活用できるものとすること。
- シ 問題冊子、解答用紙及び個人に返却される個票等児童生徒が持ち帰る用紙の表題は、「箕面子どもステップアップ調査（箕面学力・体力・生活状況総合調査）」と記載すること。
- ス 問題冊子及び解答用紙のうち箕面市教育委員会が指定する数については、ルビ付き又は文字拡大したもの又はルビ付きかつ文字を拡大したものとすること。

(2) 「生活状況調査」について

- ア 出題内容は、自己認識、社会性、学級環境、生活・学習習慣等の諸側面等に関する内容とすること。
- イ 40分程度の回答時間とすること。
- ウ 箕面市独自の設問事項を追加できること。
- エ 設問事項の選択肢については、最大10個とすること。
- オ 問題冊子、回答用紙及び個人に返却される個票等児童生徒が持ち帰る用紙の表題は、「箕面子どもステップアップ調査（箕面学力・体力・生活状況総合調査）」と記載すること。

カ 問題冊子及び解答用紙のうち箕面市教育委員会が指定する数については、ルビ付き又は文字拡大したもの又はルビ付きかつ文字を拡大したものとすること。

(3) 「体力・運動能力、運動習慣等調査」について

- ア 文部科学省の「新体力テスト」実施要項に準ずるものとする。
- イ 各小・中学校において実施した体力・運動能力、運動習慣等調査を活用する。
- ウ 記録記入用紙及び個人に返却される個票等児童生徒が持ち帰る用紙の表題は、「箕面子どもステップアップ調査（箕面学力・体力・生活状況総合調査）」と記載すること。
- エ 種目は箕面市教育委員会が決定するものとする。

(4) 「授業評価アンケート」について

- ア 児童生徒が指導を受けているすべての教員についての評価を、児童生徒及び保護者が記入し、その結果を集計する。
- イ 記入用紙は、選択式及び記述式とする。
- ウ 質問項目については、箕面市教育委員会と協議のうえ決定する。また、学校独自の質問を追加できるものとする。
- エ 調査用紙の出力、集計は、大阪府教育委員会作成の授業評価アンケートソフト（エクセル）を使用できるものとする。

(5) 「授業観察」について

- ア 箕面市教育委員会及び学校の教職員が授業を観察し各項目について、観察者が記入する。
- イ 記入用紙は、選択式及び記述式とする。
- ウ 質問項目については、箕面市教育委員会と協議のうえ決定する。また、学校独自の質問を追加できるものとする。

(6) 「学校評価」について

- ア 学校の教職員、保護者、児童生徒が学校について各項目について、記入する。
- イ 記入用紙は、選択式及び記述式とする。
- ウ 質問項目については、箕面市教育委員会と協議のうえ決定する。また、学校独自の質問を追加できるものとする。

(7) 「その他無記名アンケート」について

- ア 児童生徒又は保護者又は教職員が、箕面市教育委員会が設定する項目について、記入する。
- イ 記入用紙は、選択式及び記述式とする。
- ウ 質問項目については、箕面市教育委員会と協議のうえ決定する。また、学校独自の質問を追加できるものとする。
- エ 設問数は、最大20問までとする。

オ 回答対象者数の上限は、全児童生徒数と全教職員数を合計した人数とする。

8 調査について実施の手引

- (1) 事業者が箕面市教育委員会と協議のうえ作成する。
- (2) 調査実施時における具体的な作業手順を記載する。

9 調査実施時期

調査種類	実施時期
学力調査	12月～1月の間で箕面市教育委員会が決定する日
体力・運動能力、運動習慣等調査	5月～6月の間で箕面市教育委員会が決定する日
生活状況調査	5月～6月及び12月～1月の間で箕面市教育委員会が決定する日（年度2回実施）
授業評価アンケート及び授業観察	1学期及び2学期の間で箕面市教育委員会が決定する日（年度2回実施）
学校評価	2学期の間で箕面市教育委員会が決定する日
その他無記名アンケート	箕面市教育委員会が決定する日 (年度2回を上限として実施)

10 調査票等の発送及び回収

(1) 調査票等の発送

箕面市教育委員会が指示する日までに、各学校へ発送する。

(2) 各調査票等の発送部数

- ア 「学力調査」、「体力・運動能力、運動習慣等調査」、「生活状況調査」、
「授業評価アンケート」

	各学校	箕面市教育委員会
調査票(解答・回答用紙を含む)	児童生徒数+予備(学級数×2部)	20
実施の手引	学級数+3	20
帳票の見方	学級数+10	20
取りまとめ票	学級数+10	2
返信用送り状(着払い伝票)	1+予備(1)	1

実施の手引き及び取りまとめ票は、電子媒体で箕面市教育委員会に送付する。

- イ 「授業観察」「その他無記名アンケート」

	各学校	箕面市教育委員会
調査票(解答・回答用紙を含む)	回答者数	20

実施の手引	学級数 + 3	2 0
取りまとめ票	学級数 + 1 0	2
返信用送り状（着払い伝票）	1 + 予備（1）	1

実施の手引き及び取りまとめ票は、電子媒体で箕面市教育委員会に送付する。

ウ 「学校評価」

	各学校	箕面市教育委員会
調査票（解答・回答用紙を含む）	児童生徒数 × 2 + 予備（学級数 × 2 部）	2 0
実施の手引	学級数 + 3	2 0
取りまとめ票	学級数 + 1 0	2
返信用送り状（着払い伝票）	1 + 予備（1）	1

実施の手引き及び取りまとめ票は、電子媒体で箕面市教育委員会に送付する。

（3）調査票の回収

- ア 調査票は、箕面市教育委員会が指示する2日間で回収を行う。
- イ 各学校からの集荷依頼により、事業者又は事業者が指定する運送業者が学校へ集荷を行う。
- ウ 集荷による回収に係る費用は事業者負担とする。

1.1 採点・集計・分析

採点、集計、分析は事業者が行う。加えて、次の分析を行い、以下の資料を提出すること。また、それぞれの資料については、調査結果及び分析されたデータ、グラフ等を示すこと。

（1）学力調査

ア 学校

- | | |
|------------|------------------------|
| 学年全体表 | : 学年ごとの各教科の状況 |
| 教科全体表 | : 教科ごとの各学年の状況 |
| 観点別全体表 | : 全学年・全教科の「観点」別の状況 |
| 「基礎・活用」全体表 | : 全学年・全教科の「基礎」「活用」別の状況 |
| 教科概要 | : 学年／教科ごとのプロフィール |

イ 学年

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 全教科 | : 全教科の「基礎・活用」「問題内容」「領域」「観点」の状況 |
| 問題情報 | : 全教科の「設問属性情報」「正答率情報」の状況 |
| 解答傾向 | : 全教科の選択肢問題の正誤状況 |
| 正答率度数分布 | : 全教科の「クラス」別の状況 |

- 成績順位 :「教科」別の状況
- ウ 学級
- 成績集計 :全児童生徒ごとの全教科の「観点」及び「基礎・活用」別の状況
- 成績一覧 :全児童生徒ごとの「各教科」別の状況
- 解答状況 :全児童生徒ごとの「各教科」別の状況
- 記述問題解答類型 :全児童生徒ごとの「各教科」別の状況
- エ 児童生徒
- 個人票 :「教科」別、「問題内容」別、「基礎・活用」別の状況
- (2) 学習状況・生活状況調査
- ア 学年
- 学年／学級の概要：自己認識、社会性、学級環境、生活・学習習慣の状況
- 質問別クロス集計：学習意欲、学習習慣の状況
- イ 学級
- クラスにおける児童生徒の状況：2項目を軸とする散布図の状況
- 質問別の肯定率及び反応率とその比較の状況
- 質問別回答一覧：自己認識、社会性、学級環境、生活・学習習慣の状況
- ウ 児童生徒
- 個人票
- (3) 教科と学習状況・生活状況調査の相関資料
- ア 学校
- 学年全体表 :学年ごとの各種目の状況
- 種目全体表 :種目ごとの各学年の状況
- 観点別全体表 :全学年・全教科の「観点」別の状況
- 「基礎・活用」全体表 :全学年・全教科の「基礎」「活用」別の状況
- 教科概要 :学年／教科ごとのプロフィール
- イ 学年
- 全教科 :全教科の「基礎・活用」「問題内容」「領域」「観点」の状況
- 問題情報 :全教科の「設問属性情報」「正答率情報」の状況
- 解答傾向 :全教科の選択肢問題の正誤状況
- 正答率度数分布 :全教科の「クラス」別の状況
- 成績順位 :「教科」別の状況
- ウ 学級
- 成績集計 :児童生徒ごとの全教科の「観点」及び「基礎・活用」別の状況

- 成績一覧 : 児童生徒ごとの「各教科」別の状況
解答状況 : 児童生徒ごとの「各教科」別の状況
記述問題解答類型 : 児童生徒ごとの「各教科」別の状況
- エ 児童生徒
個人票 : 「教科」別、「問題内容」別、「基礎・活用」別の状況
- オ 学級
教科学力と生活・学習習慣を2軸とする散布図
教科学力と自己肯定感を2軸とする散布図等
- カ 個人
学力と学習状況・生活状況調査の結果の一覧資料等
- (4) 体力・運動能力、運動習慣等調査
- ア 学級
調査種目の平均値、標準偏差等
運動習慣等に関する調査の回答状況等
- イ 個人
当該児童生徒にかかる調査結果を提供すること。
- (5) 授業評価アンケート、授業評価
- ア 教員
質問項目別及び全項目の回答率、自由記述欄の記述内容
- イ 学年
質問項目別及び全項目の回答率、自由記述欄の記述内容
- ウ 学校
所属教員の質問項目別及び全項目の回答率、学校全体の質問項目別及び全項目の回答率
- エ 市
質問項目別及び全項目の回答率、自由記述欄の記述内容
- (6) 学校評価
- ア 学年
質問項目別及び全項目の回答率、自由記述欄の記述内容
- イ 学校
所属教員の質問項目別及び全項目の回答率、学校全体の質問項目別及び全項目の回答率
- ウ 市
質問項目別及び全項目の回答率、自由記述欄の記述内容
- (7) 国・府が実施する各種テストの分析

(8) 市内教員についての3年経年データ

1.2 成果物（調査結果等の資料）

(1) 成果物の種類、内容、部数及び納入先

ア 「学力調査」「体力・運動能力、運動習慣等調査」「生活状況調査」

成果物の種類	最低限含む内容	媒体	部数	納入先
解答用紙	個人が記入した解答用紙もしくはその写しに正誤を記入したもの 採点基準表	紙及び電子媒体	受験科目数／個人 電子媒体 1式／学校	児童生徒の在籍校
個人帳票	個人の集計結果 観点別到達度 学習へのアドバイスやポイント等	紙	1部／個人	児童生徒の在籍校
学校帳票	学級の集計結果 学年の集計結果 ※学力向上の参考となる教材等も併せて送付すること。	紙及び電子媒体	1校あたり 紙 2部 電子媒体 1式	当該校
教委帳票	市内各学校の集計結果 市全体の集計結果 集計前の個人データ 個人に配布した帳票データ	紙及び電子媒体	市に紙 1部 電子媒体 1式	箕面市教育委員会
システム取込用データ	システムが取り込むことができる形式のファイル	電子媒体	電子媒体 1式	箕面市教育委員会

※ 個人帳票には、学校平均を記載しないものとする。

※ 電子媒体の形式は、箕面市教育委員会が指定するものとする。ファイルはパスワードで保護する。

※ システム取込用データは、業務(2)で構築する箕面学力・体力・生活状況総合調査システムで取り込むことができる形式のものとする。

イ 「授業評価アンケート」「授業観察」「学校評価」

成果物の種類	最低限含む内容	媒体	部数	納入先
学校帳票	学級の集計結果 学年の集計結果	紙及び 電子媒体	1校あたり 紙1部 電子媒体1式	当該校
教委帳票	市内各学校の集計結果 市全体の集計結果	紙及び 電子媒体	市に紙1部 電子媒体1式	箕面市 教育委員会
システム取込用データ	システムが取り込むことができる形式のファイル	電子媒体	電子媒体1式	箕面市 教育委員会

※ 電子媒体の形式は、箕面市教育委員会が指定するものとする。ファイルはパスワードで保護する。

※ システム取込用データは、校務支援システム（iFuture）で取り込むことができる形式のものとする。

ウ 「その他無記名アンケート」

成果物の種類	最低限含む内容	媒体	部数	納入先
学校帳票	学級の集計結果 学年の集計結果	紙及び 電子媒体	1校あたり 紙1部 電子媒体1式	当該校
教委帳票	市内各学校の集計結果 市全体の集計結果	紙及び 電子媒体	市に紙1部 電子媒体1式	箕面市 教育委員会

※ 電子媒体の形式は、箕面市教育委員会が指定するものとする。ファイルはパスワードで保護する。

エ 「市内教員についての3年経年データ」

成果物の種類	最低限含む内容	媒体	部数	納入先
教委帳票	市内各学校の教員について 集計結果	紙及び 電子媒体	市に紙2部 電子媒介一式	箕面市 教育委員会

(2) 納入期限

調査票の事業者最終到着日から11日（土、日曜日及び祝日を除く）後に電子媒体でデータ分析したもの（全体集計）を、16日（土、日曜日及び祝日を

- 除く) 後に紙媒体でデータ分析したものを遅延なく納入する。(ただし、調査票確認の不備等に起因する場合を除く)
- (3) 業者が得た児童生徒が記入した解答用紙もしくはその写しで、箕面市教育委員会に納入する以外のものは、データの処理終了3ヶ月以内に消去、溶解処分等を行う。また、経年変化を知るために必要なデータについては、活用後すみやかに消去、溶解処分等を行う。
- (4) データ分析した結果を箕面市教育委員会に対して説明を行う。
- (5) 箕面市教育委員会が請求する資料については、箕面市教育委員会と協議の上、提供を行う。

1.3 その他

1 個人情報の保護

- (1) JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム－要求事項）に準拠した個人情報の適切な取り扱いを実施すること。
- (2) 業務で取り扱う児童生徒、教職員の個人データは、箕面市個人情報保護条例を遵守すること。

2 不測の事態への対応

- (1) 事業者は、不測の事態が生じた場合、直ちに箕面市教育委員会に報告しなければならない。
業務遂行に問題が生じる可能性のある場合も同様とし、箕面市教育委員会と協議の上、対処する。
- (2) 事業者は、不測の事態に対処するための、管理体制を整えておかなければならぬ。
- (3) 非常変災等による日程の変更が生じた場合等については、箕面市教育委員会から事業者に連絡する。また、協議の上、事業日程等の変更を行う。

3 損害賠償

事業者は、業務の履行に伴い、本市もしくは第三者に損害を与えた場合は、損害賠償に応じること。

4 留意事項

- (1) 事業者は、本契約に関して箕面市教育委員会が開示した情報等（公知の情報等を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- なお、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場

合は、事前に箕面市教育委員会に承認を得ること。

- (2) 納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権並びにノウハウ（営業秘密）は箕面市教育委員会に帰属し、箕面市教育委員会が独占的に使用するものとする。ただし、事業者は、納入成果物に関し、著作権若しくはノウハウ（営業秘密）を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、箕面市教育委員会と別途協議するものとする。
なお、事業者は箕面市教育委員会に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (3) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、箕面市教育委員会が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、事業者は当該契約等の内容について事前に箕面市教育委員会の承認を得ることとし、箕面市教育委員会は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら箕面市教育委員会の責任に帰する場合を除き、事業者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、箕面市教育委員会は係る紛争等の事実を知ったときは、事業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を事業者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

5 補則

本仕様に定めのない事項については、事業者と箕面市教育委員会が協議の上決定する。